

高知家庭裁判所委員会（第35回）議事概要

1 開催日時

令和4年2月3日（木）午後2時30分から午後4時30分まで

2 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

荒井格、上田敏晴、植村浩史、竹島直孝、谷脇澄男、中島香織、中山美香、
深見英治、森崎英二（委員長）、（五十音順、敬称略）

（事務担当者）

事務局長、首席家裁調査官、首席書記官、地裁総務課長、家裁総務課長、同
総務課課長補佐

4 テーマ

裁判所における広報について

5 議事

(1) テーマに関する説明等

地裁総務課長から、「高知地家裁の広報の現状等」について、一般広報に
おける裁判員制度広報及び採用広報を主たるテーマとして説明を行った。

(2) 意見交換

（◎委員長、○委員（裁判所委員を除く）、●裁判所委員、■事務担当者）

◎ これまでの説明等の中で、分かりにくかった点や疑問点はございますか。

○ 裁判所が一般広報を行う目的として、地域社会のニーズや期待を裁判所
の営みの改善に活用すること、すなわち、裁判所が地域社会からどのよう
に見えるのか、地域社会は裁判所に対して何を期待しているのかを知
り、裁判所の様々な活動に反映することとありますが、具体的にどのよう
な場面を想定しているのでしょうか。

■ 高知地家裁の一般広報の取組みとしては、憲法週間や法の日週間における広報企画等様々な企画を行っているところでございますが、例えば、裁判員制度10周年の広報の取組みとしまして、高知市のオーテピア（高知新図書館等複合施設）において、パネルディスカッションを行いました。一般の方にも御参加いただき、御意見や御質問をいただきまして、裁判所の活動に反映しておりますが、そのような場面を想定していただければと思います。もっとも、現在はコロナ禍の中、集客的な広報の取組みには制約がある状況でありますので、ウェブの活用等を検討しているところでございます。

◎ この地家裁委員会も、裁判所の運営に広く国民の意見を反映させることを目的として設置されている委員会でございますので、より多くの御意見をいただけますと幸いです。

さて、今回の家裁委員会のテーマとしましては、地裁委員会と共通のテーマとして裁判員制度広報を一つのテーマとして挙げておりますが、少年法等の一部を改正する法律の規定により、令和4年4月1日から裁判員になることができる方の年齢が18歳以上に引き下げられ、令和5年以降、18歳及び19歳の方々に対しても裁判員等選任期日の呼び出しがなされることになったことから、18歳や19歳の方々を含む若年層、中学生や高校生を含む学生の方々にも裁判員制度に対する関心を深めていただけるように全国の裁判所で裁判員制度に関する広報活動が行われております。高知地家裁におきましても、裁判官や裁判所職員が学校に出向き、学生等に対して裁判員制度について説明する出前講義や法廷見学等を実施しております。

ここで、広報活動のツールとしての裁判所ウェブサイトに関する御意見はございますか。

○ 私自身、裁判所のウェブサイトパソコンで閲覧したことはありますが、若い世代の方は、スマートフォンを使用してインターネットを閲覧するこ

とがほとんどだと思いますので、より一層スマホ仕様かつ動画仕様のコンテンツを増やす等、若い世代を含むそれぞれの世代を意識した広報活動のツールとすることが望まれるのではないかと感じました。

また、裁判所のウェブサイトの形式としまして、最高裁のホームページからそれぞれの地家裁のホームページに入っていく形式だと思いますが、高知地家裁のホームページの印象としては、もっと高知地家裁の独自の色を出しても良いのではないかと感じました。もっとも、民間企業と比べて、公益の部分を含むことから、広報のPRの仕方について、立ち位置が難しいのかなという思いはあります。

◎ 裁判所のウェブサイトに関しましては、最高裁の定型的なフォーマットから各地家裁のホームページに入っていく形式であり、統一的な構造の中で、各地家裁それぞれどのような内容をホームページの中に盛り込むのかにつきましては、それぞれの地家裁の特色が出ているのではないかと考えられます。それでは、広報活動のツールとしてのリーフレットやパンフレットに関する御意見はございますか。

○ 18歳や19歳の方々を含む若年層に関していえば、リーフレットやパンフレットを目にする機会は、ほとんどないと思います。今の若い方々の情報を収集するツールは、スマートフォンが圧倒的に多いと思われるので、若年層をターゲットにする広報用のツールとしては、リーフレットやパンフレットは費用対効果が低いのではないかと考えます。若年層向けに裁判員広報のツールを製作するのであれば、ウェブサイトや動画サイト専門の民間企業に若年層向けの広報用動画ツール等の製作を依頼して、ツールを展開する方が、費用対効果が高いのではないのでしょうか。

また、18歳や19歳の方々を含む若年層からすると、裁判員制度自体が難しく感じられる制度であり、突然裁判員の選任を受けたとしても、実際に裁判員として意見を述べるのが難しいと思われることから、裁判員となることができる年齢より前の16歳頃の学生を対象として、裁判員制

度に関する広報を学生が興味を引くような形式、例えば、裁判官だけが説明するのではなく、裁判官と一緒に芸能人のタレントを起用する等して広報を行うことや、広報分野を専門とする一般の企業に広報活動を委託することを検討されてみてはいかがでしょうか。

◎ 裁判員制度広報の方法について、貴重な御意見をありがとうございます。

一般広報を行う上で、裁判所としましては、予算的な問題もございます。学生等に対して裁判員制度について説明する出前講義に関しまして、学生と比較的年齢層が近い若手の判事補が担当するようにしています。今年度におきましても、高校2年生を対象とした裁判員制度について説明する出前講義を行う予定です。

○ 今年の1月に、私が所属する機関では、中学校及び高校の教員や教育委員会の関係者の方々に向けて、裁判員裁判や少年法改正等を内容とするワークショップを行いました。例年夏休み期間中に行っているものを、新型コロナウイルス感染症の関係により、時期をずらして実施したものです。少年法改正の絡みは、世間一般的に周知されているのに対して、裁判員制度における裁判員候補者の年齢引下げに関しては、世間的にあまり知れ渡っていないのではないかという懸念があったことから、裁判員制度についてもテーマの一つとしてワークショップを行いました。

裁判員裁判における裁判員候補者の辞退率が3分の2程度と比較的高い上に、18歳や19歳の方々を含む若年層に関していいますと、学生であること自体も辞退理由に含まれます。そこで、裁判員になれる年齢より下の学生を含めて、学生が裁判員裁判に興味を抱くためにも、その前提としまして生徒を教育する立場である学校の先生方に対して、裁判員裁判の趣旨や制度の必要性を理解していただきたいとの思いから、中学校及び高校の教員や教育委員会の関係者の方々に向けて、広報活動を行っています。

◎ 18歳や19歳の方々を含む若年層の方々や学生向けの一般広報としまして、芸能人のタレントを起用する御意見をいただいたところでございま

すが、学生に関して言いますと、学校の先生は、学生に対して影響力があり身近におられる存在といえますので、先生を介して裁判員裁判の趣旨等を学生に伝えていくことは効果的であると考えられます。裁判所における一般広報においても参考にしたいと思います。

- 私が所属する団体におきましても、広報活動のあり方は課題でございます。広報のツールを紙ベースとするのかSNSとするのかについては、それぞれの対象の年齢層ごとに考える必要があり、悩みがある状況です。SNSを利用していない高齢者の世代の方々には紙の資料をお渡しする必要がございますし、逆に若い世代の方々に向けては、SNSの活用を最近始めたところです。ホームページは、利用者がサイトまでアクセスしないと情報を得られないのに対して、SNSは、SNSの登録を受ける側から利用者向けに情報を発信できることに利点があると思います。

また、私の職場におきましては、小学生や中学生向けに福祉教育を行っておりまして、独自のキャラクターやそのグッズを活用したり、高齢者体験学習を行ったりしています。子供達には、そのキャラクターが人気でして、体験学習を行う際に、子供達にキャラクターのシールを配付しています。小学生に対しては、私の職場の周知度は上がってきていると実感しています。私の職場や裁判所を含めて、各世代にあった広報活動を行うことが課題だと思えます。

- 私の経験を基に考えますと、成人年齢の引下げについては、近年教育現場においても高い関心を持って生徒たちに伝えられることが多かったと思いますが、裁判員裁判における裁判員候補者の年齢引下げについては、ほとんど取り上げられることがなかったと記憶しております。

もともと、高等学校におきましては、今年の4月から「現代社会」に代わる必修科目として、若い世代への主権者教育を目的とする「公共」が始まることから、高校生を含めた18歳から裁判員となることを想定しますと、「公共」の科目の中で、模擬投票を含めた主権者意識を高める教育

の一環として裁判員制度について取り上げられる機会が増えることが予想されます。教育委員会を介して、各学校の教育現場に裁判員制度に関するパンフレットを配付する等して、教育の機会で裁判員制度を取り上げてもらうように依頼することを検討してもよいのかもしれませんが。

◎ 今年の1月に、裁判所とは別の機関において、中学校及び高校の教員や教育委員会の関係者の方々に向けて、裁判員裁判や少年法改正等を内容とするワークショップを行ったというお話をいただきましたが、そのワークショップの案内は、教育委員会を介して行ったのでしょうか。

○ ワークショップの御案内は、教育委員会を介して行っております。

■ 高知地家裁の一般広報の取組みの中で、小学生の参加を呼び掛ける場合等につきましては、教育委員会に対して御案内を行っております。

また、学校と直接やりとりをして、一般広報を行う場合もあります。加えて、出張講義及び法廷見学等の御案内文書や裁判員制度に関する若年層向けのチラシにつきましては、高知県下の全高等学校に対して、郵送により配布しております。

○ 裁判所における若年層向けの裁判員裁判における広報活動としての出前講義の対象者は、中学生や高校生をメインとされているかとは思いますが、小学校における授業でも社会科があることから、小学校の教員を対象とするワークショップを行うことで、授業で裁判を取り上げることにつながり、裁判所の広報につながるのではないかと思います。子供達における将来の職業観は、小学校の高学年頃から養われることを考えますと、小学生の社会科見学の候補の一つとして裁判所を取り上げてもらえるように、小学校向けの広報活動を行うことを検討されてみてはいかがでしょうか。子供達が、裁判所に行って見て聞いたことを、家に帰って家庭内で話題とすることによって、裁判所の活動の周知がその家族にも広がるのではないかと思います。また、小学生向けに広報活動を行う場合、一方的に裁判所から子供達に制度の説明を行うのではなく、小学生が模擬的に裁判のロールプ

レイを行うことにより、子供達にとって裁判制度の理解や記憶に残るのではないかと思います。

- 高知地家裁の一般広報の取組みとして、昨年8月に小学生向けの法廷見学を実施しております。コロナ禍になる前、令和元年度までは、裁判員制度が始まる少し前から毎年夏休み期間中に小学生やその保護者向けに模擬裁判を実施しておりました。模擬裁判では、実際の法廷を使用して、小学生の方に裁判官役、検察官役、弁護人役を演じていただきました。そして、模擬裁判の後、小学生達は各グループに分かれて、評議を行うという内容でした。現在は、新型コロナウイルスの関係により、令和2年度は夏休み親子行事自体を中止、令和3年度は模擬裁判を行わず、募集人数や規模を縮小して法廷見学を実施しております。法廷見学の募集につきましては、高知市の教育委員会や高知市内の小学校全校宛てに案内文書を送付しております。

また、学校向けの社会科見学につきましても、令和元年度は15校ほど個別に実施しておりましたが、令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルスの影響により、見学数は大幅に減っている状況です。

- ◎ 裁判員制度広報の対象や方法について、貴重な御意見をありがとうございます。

次に、裁判所における広報の二つめのテーマである採用広報に移ります。少子化等の影響もあり、受験者となる学生数が減少する中、裁判所におきましては、職員の大量退職が始まっており、今後一定期間にわたって、多数の職員を採用しなければならない状況にあります。そのような状況下におきまして、採用広報を充実することにより、受験申込者数を増加させ、さらに採用試験の合格者につきましては、裁判所を就職先として選択していただき、優秀な人材を確保していく必要があります。そのためには、裁判所の業務の魅力を知っていただき、採用試験を受験していただくために採用広報の役割が重要となります。

裁判所における採用広報について、御意見はございますか。

- 私が所属する職場におきましては、一定数の学生を確保するために高知県内のみならず、東京や大阪等の都市部を行き来して大学に勧誘活動を行う等、採用活動にかなりの苦勞があります。

裁判所における受験申込数は、採用予定数に比べて少ない状況にあるのでしょうか。

- 裁判所における受験申込数は、国家一般等の他の公務員試験の受験者数の低下状況と比較しますと、低下状況は緩やかであり、一定数の受験申込数は確保できている状況です。

- 私が所属する職場においても、たしかに高知県内の大学に法学部はありませんが、学部は関係なく、高知県内の大学生でも優秀な人材は数多くいるというのが、実感として抱いているところです。学部を意識せずに、法学部以外の出身でも十分裁判所の職員として活躍できる職場であることを、採用広報として学生にもっとアピールすれば、高知県内や高知県出身の公務員志望の学生の中から、裁判所を志望してもらえる学生の数は増えるのではないのでしょうか。

- ◎ 裁判所としましては、法学部以外の学生に対しても、採用広報を重点的に行っているところではございますが、公務員志望の学生にとっては、裁判所は司法の職場であり、法学部出身者が働く職場であるという偏見的なイメージがあるように見受けられます。そのイメージを払拭するために、法学部以外の出身でも十分活躍できる職場であり、法学部以外の出身の職員が数多く活躍していることを、今後も採用広報の中で学生の方に周知していきたいと思っております。貴重な御意見をありがとうございます。

- 一般広報のテーマでも話題として挙がりましたが、大半の学生は、スマートフォンやパソコンを利用して就職活動における情報を入手している状況だと見受けられます。採用広報に関しても、SNSをもっと活用して、学生向けに採用に関する情報を発信することや、学生が興味を引くような

採用広報に関する動画を活用することが有効だと思います。

- 高知県内の他の地方公務員の官庁等では、学生とコラボしてよさこい踊りを踊ったり、採用広報を含めて高知に特化した様々な動画を定期的に数多く動画サイトに挙げることにより、受験申込数が増加しているとの見聞きをしています。
- 出身大学のOBが大学を訪問して採用案内を行うことにより、一定数の採用を確保しているとの聞かことがあります。
- ◎ 本日は貴重な御意見・御提言をいただき、ありがとうございました。

(3) 次回の予定

ア 開催日

令和4年7月1日（金）

イ テーマ

成年後見制度について

ウ 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室

エ 開催方法

家庭裁判所委員会の単独開催